

主な指摘事項【訪問介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
人員	訪問介護員等の員数	・ 指定時から現在まで常勤換算方法で2.5人以上確保出来ていない。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度報酬改定の内容について、利用者への説明及び文書での同意を得られていない。</li> <li>・ 令和元年度10月報酬改定（消費税率引き上げ）について、当該説明を行った日時・方法・対象者の記録及び保存ができていない。</li> <li>・ 利用者同意日の日付の記載がない。</li> <li>・ サービス提供の記録及び苦情・事故対応に係る記録の保存期間が2年間とされていた（市条例に則り5年間とすること）。</li> <li>・ 利用料の利用者負担額について、1割負担の内容のみの記載となっていた（2割3割負担についても記載すること）。</li> <li>・ サービス提供証明書の交付についての記載がない。</li> <li>・ 指定訪問介護と一体的に運営されている第一号訪問事業に係る記載が漏れている。</li> <li>・ 苦情に対する相談窓口について、保険者についても記載すること。</li> </ul>	11件
運営	サービスの提供の記録	・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し利用者からの確認を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人の利用者について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、行ったものとして虚偽のサービス提供記録を作成していた。</li> </ul>	2件
運営	訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護計画について、未作成のものがあった。</li> <li>・ 訪問介護計画の作成後、必要に応じて訪問介護計画の見直し及び変更が行われていない。</li> <li>・ 訪問介護計画について、利用者の同意を得る前にサービスを提供しているものがあった。</li> <li>・ 訪問介護計画について、具体的なサービス内容等の記載がない。</li> <li>・ 訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について、利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。</li> <li>・ 訪問介護計画の同意日が、計画作成日以前の日がちが記載されている訪問介護計画があった。</li> </ul>	8件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用契約書における従業務内容とその実態とに乖離がある。</li> <li>・ 勤務体制の確保にあたっては、雇用契約書または辞令書を発出するなどしてサービス提供責任者及び訪問介護員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</li> <li>・ 事業所において、年間の研修計画等を作成し、従業者の研修への参加を計画的に確保すること。</li> </ul>	5件
運営	秘密保持等	・ 従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう誓約書を徴するなど、必要な措置を講じること。	3件
運営	苦情処理	・ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応に関するマニュアル及び記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。	2件
運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故の発生の防止のために必要な事項、事故発生時の対応及び報告の方法等が記載された指針を整備すること。</li> <li>・ 事故発生の場合またはその危険性が生じた場合の体制や連携を構築するとともに、対応マニュアル及び記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させること。</li> <li>・ 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</li> </ul>	2件
運営	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供、訪問型サービスの具体的な取扱方針	・ ケアプランに沿った訪問型サービスを提供しなければならないところ、ケアプランに位置付けられたサービスを介護予防訪問介護計画に位置付けておらず、ケアプランに位置付けられていないサービスを介護予防訪問介護計画に位置付けサービス提供を行っていた。	1件
運営	管理者及びサービス提供責任者の責務	・ 管理者は、従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行い、サービス提供責任者は、訪問介護員等の業務の実施状況を把握する必要がある。しかし、事業所において、サービス提供に関する記録等の虚偽記録及び不正な請求を行っており、管理者及びサービス提供責任者の責務を果たせていない。	1件
運営	予防専門訪問型サービスの事業の運営に関する基準	すべての従業者に対し法令遵守などの研修を行い、介護保険制度等について周知すること。また、その他条例等で定められた研修の実施計画及び研修実施後に報告書等を徴し研修の効果について検証すること。	1件
運営	運営基準	・ すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。	4件
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定すること。</li> <li>・ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後には担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</li> </ul>	2件
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定すること。</li> <li>・ 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に（概ね1月に1回以上）開催すること。</li> <li>・ 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後には担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</li> </ul>	5件

介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定すること。</li> <li>・利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に（概ね1月に1回以上）開催すること。</li> <li>・指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後には担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。</li> </ul>	1件
介護給付費の算定及び取扱い	早朝・夜間・深夜の訪問の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該取扱いについては、居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定するものであるが、いずれの計画上でも対象となる記載が確認できなかった。</li> </ul>	1件
介護給付費の算定及び取扱い	訪問型サービス費（基本報酬）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人の利用者について、週2回しかサービス提供を行っていないにもかかわらず、週3回サービス提供を行ったものとして「週2回を超える程度」の基本報酬と、その所定単位数に所定の割合を乗じて得た介護職員処遇改善加算を不正に請求し、第1号事業支給費の支給を受けていた。</li> </ul>	1件